

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和3年9月22日 00時10分ごろ
発生場所	青森県中泊町小泊岬南西方沖 小泊岬南灯台から真方位225° 8.1海里付近 (概位 北緯41° 01.7′ 東経140° 07.4′)
事故の概要	漁船 ^{たいこう} 大光丸は、操業中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和3年10月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 大光丸、13トン AM2-5589（漁船登録番号）、個人所有 第212-9517号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人（インドネシア共和国籍）が乗り組み、いか釣り漁の目的で、定係港を出港し、小泊岬南西方沖の漁場においてパラシュートアンカーを投入後、操業を開始した。</p> <p>船長は、日没後、集魚灯を点灯して操業を続け、操舵室でいか釣り機の状態をモニターで監視中、右舷側で音が聞こえたので、窓を開けて船尾方を見ると、集魚灯が点灯した状態で船尾部甲板に積んでいたいかの箱詰め用の発泡スチロール箱が勢いよく燃えているのを認めた。</p> <p>船長は、無線で火災が発生した旨を僚船に連絡して救援を待つとともに、消火活動を行おうとしたが、火勢が強いままだったので自船での消火を断念し、集魚灯などの照明を消して船首部に待避した後、船首部で漁獲物の整理をしていた甲板員と共に海中に飛び込み、来援した僚船に救助された。</p> <p>本船は、海上保安庁による洋上での消火活動中に沈没した。</p> <p>本船は、集魚灯用電源設備の安定器が操舵室内に設置されており、業者による電路の絶縁抵抗測定を毎年2回実施し、異状はなかった。</p> <p>本船は、船尾部甲板にいかの箱詰め用の発泡スチロール箱を積んでおり、その近くに調理室を、その下部区画に居住区を有していた。</p> <p>本船の居住区は、冷蔵庫の代わりにクーラーボックスがあり、禁煙区画で、電子レンジ及びテレビがあり、電子レンジは使用時に電源プ</p>

	<p>ラグがコンセントに差し込まれ、使用後に抜かれていたが、テレビについては、電源プラグがコンセントに差し込まれたままの状態としていた。</p> <p>船長は、いか釣り船では、船体に電気が流れると魚がえさを食べないので、対地間絶縁抵抗測定を徹底的に見直していたが、その他の絶縁抵抗測定については業者に任せており、どのような絶縁測定をしているか把握していなかった。</p> <p>経済産業省ホームページ（電源プラグのトラッキング対策の適用範囲拡大について 平成27年1月16日 経済産業省商務流通保安グループ製品安全課）には、トラッキング現象について次のとおり説明されている。</p> <p>トラッキング現象はコンセントに差込んだプラグの周辺に綿ぼこりや湿気などが付着することにより、差込みプラグの刃の間に電流が流れ、火花放電を繰り返すことで、絶縁樹脂表面に炭化導電路（トラック）が形成され、発火する現象です。</p> <p>海上保安庁は、ホームページ中の火災情報により、火災海難防止のため、以下の点について安全啓発を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機や給電システムを点検すること。 ・蓄電池やコンセント、各端子の接続状況を確認すること。
<p>分析</p>	<p>本船は、操業中、無人となった船尾部居住区で家電製品の電源プラグをコンセントに差し込んだ状態で使用していたことから、電源プラグに溜まったほこりに湿気が加わり、電源プラグの絶縁部が熱を持って電気が流れやすい状態となり、そこに電気が流れてショートして発火し、可燃物に引火して火災が発生した可能性があると考えられるが、本船は沈没しており、火災に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が操業中、火災が発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗組員は、長時間無人となる区画ではコンセントから電気器具の電源プラグを抜き、コンセントの状況を定期的に目視で確認し、ほこりや綿ゴミなどの可燃物を除去すること。